

生糸の輸入に係る調整等に関する法律を廃止する法律案新旧対照条文
 ○ 独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第二百二十六号）

（附則第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第一章 総則 （機構の目的） 第三条 独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、主要な畜産物の価格の安定、主要な野菜の生産及び出荷の安定並びに砂糖及びでん粉の価格調整に必要な業務を行うとともに、畜産業及び野菜農業の振興に資するための事業についてその経費を補助する業務を行い、もって農畜産業及びその関連産業の健全な発展並びに国民消費生活の安定に寄与することを目的とする。 第三章 業務等 （業務の範囲） 第十条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一 五 （略） （削る。）	第一章 総則 （機構の目的） 第三条 独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、主要な畜産物の価格の安定、主要な野菜の生産及び出荷の安定並びに砂糖及びでん粉の価格調整に必要な業務を行うとともに、畜産業及び野菜農業の振興に資するための事業についてその経費を補助する業務を行うほか、あわせて生糸の輸入に係る調整等に必要な業務を行い、もって農畜産業及びその関連産業の健全な発展並びに国民消費生活の安定に寄与することを目的とする。 第三章 業務等 （業務の範囲） 第十条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一 五 （略） 六 生糸の輸入に係る調整等に関する法律（昭和二十六年法律第三百十号）の規定による生糸の輸入に係る調整に関する措置の実施

六 畜産物、野菜、砂糖及びその原料作物並びにでん粉及びその原料作物の生産及び流通に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。

七 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
(削る。)

(国庫納付金)

第十一条 機構は、毎事業年度、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる業務により生ずる利益の額のうち、それぞれ当該各号に定める交付金の交付に要する経費の財源に充てるものとして農林水産大臣が定めて通知する金額を国庫に納付しなければならない。

一 前条第五号イ及びロの業務 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三条第一項各号に掲げる交付金（てん菜の期間平均生産面積（同項第一号に規定する期間平均生産面積をいう。次号において同

に必要な次の業務を行うこと。

イ 生糸の輸入、輸入によつて保有する生糸の売渡し又は買換え並びに輸入申告に係る生糸の買入れ及び売戻しを行うこと。

ロ イの業務に伴う生糸の保管を行うこと。

七 畜産物、野菜、砂糖及びその原料作物、でん粉及びその原料作物、繭並びに生糸の生産及び流通に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。

八 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 機構は、前項の規定により行う業務の遂行に支障のない範囲内で、繭又は生糸の生産又は流通の合理化を図るための事業その他の蚕糸業の振興に資するための事業で農林水産省令で定めるものについてその経費を補助する業務及びこれに附帯する業務を行うことができる。

(国庫納付金)

第十一条 機構は、毎事業年度、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる業務により生ずる利益の額のうち、それぞれ当該各号に定める交付金の交付に要する経費の財源に充てるものとして農林水産大臣が定めて通知する金額を国庫に納付しなければならない。

一 前条第五号イ及びロの業務 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三条第一項各号に掲げる交付金（てん菜の期間平均生産面積（同項第一号に規定する期間平均生産面積をいう。次号にお

じ。）又は品質及び生産量に基づいて算定される部分に限る。）

二 前条第五号ニの業務 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第一項各号に掲げる交付金（でん粉の製造の用に供するばれいしよの期間平均生産面積又は品質及び生産量に基づいて算定される部分に限る。）

（区分経理）

第十二条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

- 一 第十条第一号の業務、同条第二号の業務、同条第六号の業務（畜産物に係るものに限る。）及びこれらに附帯する業務
- 二 第十条第三号の業務、同条第四号の業務、同条第六号の業務（野菜に係るものに限る。）及びこれらに附帯する業務
- 三 第十条第五号イ、ロ及びハの業務、同条第六号の業務（砂糖及びその原料作物に係るものに限る。）並びにこれらに附帯する業務

四 第十条第五号ニ及びホの業務、同条第六号の業務（でん粉及びその原料作物に係るものに限る。）並びにこれらに附帯する業務

（削る。）

いて同じ。）又は品質及び生産量に基づいて算定される部分に限る。）

二 前条第一項第五号ニの業務 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第一項各号に掲げる交付金（でん粉の製造の用に供するばれいしよの期間平均生産面積又は品質及び生産量に基づいて算定される部分に限る。）

（区分経理）

第十二条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

- 一 第十条第一項第一号の業務、同項第二号の業務、同項第七号の業務（畜産物に係るものに限る。）及びこれらに附帯する業務
- 二 第十条第一項第三号の業務、同項第四号の業務、同項第七号の業務（野菜に係るものに限る。）及びこれらに附帯する業務
- 三 第十条第一項第五号イ、ロ及びハの業務、同項第七号の業務（砂糖及びその原料作物に係るものに限る。）並びにこれらに附帯する業務

四 第十条第一項第五号ニ及びホの業務、同項第七号の業務（でん粉及びその原料作物に係るものに限る。）並びにこれらに附帯する業務

五 第十条第一項第六号の業務、同項第七号の業務（繭及び生糸に係るものに限る。）及びこれらに附帯する業務並びに同条第二項に規定する業務

(長期借入金)

第十四条 機構は、第十条第一号イ及びロの業務に必要な費用に充てるため、農林水産大臣の認可を受けて、長期借入金をすることができ
る。

2 (略)

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用)

第十七条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)の規定(罰則を含む。)は、第十条第一号ハ、第二号、第三号ハ及び第四号の規定により機構が交付する補助金について準用する。この場合において、同法(第二条第七項、第二十三条並びに第二十五条第一項及び第二項を除く。)中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人農畜産業振興機構」と、「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人農畜産業振興機構の理事長」と、同法第二条第一項及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「独立行政法人農畜産業振興機構」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人農畜産業振興機構の事業年度」と読み替えるものとする。

第四章 雑則

(長期借入金)

第十四条 機構は、第十条第一項第一号イ及びロ並びに第六号の業務に必要な費用に充てるため、農林水産大臣の認可を受けて、長期借入金をすることができる。

2 (略)

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用)

第十七条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)の規定(罰則を含む。)は、第十条第一項第一号ハ、第二号、第三号ハ及び第四号並びに第二項の規定により機構が交付する補助金について準用する。この場合において、同法(第二条第七項、第二十三条並びに第二十五条第一項及び第二項を除く。)中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人農畜産業振興機構」と、「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人農畜産業振興機構の理事長」と、同法第二条第一項及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「独立行政法人農畜産業振興機構」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人農畜産業振興機構の事業年度」と読み替えるものとする。

第四章 雑則

(財務大臣との協議)

第十八条 農林水産大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

- 一 第十条第一号ハ、第二号又は第四号の農林水産省令を定めようとするとき。

二・三 (略)

附則

第六条 機構は、当分の間、第十条及び前条に規定する業務のほか、砂糖又はてん菜若しくはさとうきびの生産又は流通の合理化を図るための事業その他の砂糖及びその原料作物の生産の振興に資するための事業で農林水産省令で定めるものについてその経費を補助する業務及びこれに附帯する業務を行うことができる。

2 前項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、第十二条第三号中「これらに附帯する業務」とあるのは「これらに附帯する業務並びに附則第六条第一項に規定する業務」と、第十三条第一項及び第二十二條第二号中「第十条」とあるのは「第十条及び附則第六条第一項」と、第十七条中「第四号」とあるのは「第四号並びに附則第六条第一項」と、第十八条第一号中「又は第四号」とあるのは「若しくは第四号又は附則第六条第一項」とする。

(財務大臣との協議)

第十八条 農林水産大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

- 一 第十条第一項第一号ハ、第二号若しくは第四号又は第二項の農林水産省令を定めようとするとき。

二・三 (略)

附則

第六条 機構は、当分の間、第十条及び前条に規定する業務のほか、砂糖又はてん菜若しくはさとうきびの生産又は流通の合理化を図るための事業その他の砂糖及びその原料作物の生産の振興に資するための事業で農林水産省令で定めるものについてその経費を補助する業務及びこれに附帯する業務を行うことができる。

2 前項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、第十二条第三号中「これらに附帯する業務」とあるのは「これらに附帯する業務並びに附則第六条第一項に規定する業務」と、第十三条第一項及び第二十二條第二号中「第十条」とあるのは「第十条及び附則第六条第一項」と、第十七条中「並びに第二項」とあるのは「並びに第二項並びに附則第六条第一項」と、第十八条第一号中「又は第二項」とあるのは「若しくは第二項又は附則第六条第一項」とする。

改 正 案	現 行
（機構法の適用） 第二十條の二 機構法第十條第一号イ及びロの規定は、法第二條第一項に規定する原料乳及び同條第二項に規定する指定乳製品については、適用しない。 2 第三條第一項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、機構法第十二條中「業務ごと」とあるのは「業務ごと及び加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（以下「暫定措置法」という。）第三條第一項第一号から第五号までの業務（これらの業務に附帯する業務を含む。以下同じ。）について」と、機構法第十三條第一項及び第二十二條第二号中「第十條」とあるのは「第十條及び暫定措置法第三條第一項」と、機構法第十四條第一項中「第十條第一号イ及びロ」とあるのは「第十條第一号イ及びロ並びに暫定措置法第三條第一項第二号から第五号まで」と、機構法第十五條中「勘定」とあるのは「勘定又は暫定措置法第三條第一項第一号から第五号までの業務に係る勘定」と、機構法第十七條中「交付する補助金」とあるのは「交付する補助金又は暫定措置法第三條第一項第一号の業務として交付する生産者補給交付金」と、機構法第二十二條第二号中「この法律」とあるのは「この法律又は暫定措置法」とする。	（機構法の適用） 第二十條の二 機構法第十條第一項第一号イ及びロの規定は、法第二條第一項に規定する原料乳及び同條第二項に規定する指定乳製品については、適用しない。 2 第三條第一項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、機構法第十條第二項中「前項」とあるのは「前項及び加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（以下「暫定措置法」という。）第三條第一項」と、機構法第十二條中「業務ごと」とあるのは「業務ごと及び暫定措置法第三條第一項第一号から第五号までの業務（これらの業務に附帯する業務を含む。以下同じ。）について」と、機構法第十三條第一項及び第二十二條第二号中「第十條」とあるのは「第十條及び暫定措置法第三條第一項」と、機構法第十四條第一項中「第十條第一項第一号イ及びロ並びに第六号」とあるのは「第十條第一項第一号イ及びロ並びに第六号及び暫定措置法第三條第一項第二号から第五号まで」と、機構法第十五條中「勘定」とあるのは「勘定又は暫定措置法第三條第一項第一号から第五号までの業務に係る勘定」と、機構法第十七條中「交付する補助金」とあるのは「交付する補助金又は暫定措置法第三條第一項第一号の業務として交付する生産者補給交付金」と、機構法第二十二條第一号中「こ

の法律」とあるのは「この法律又は暫定措置法」とする。

(区分経理の特例)

第二十條の三 機構は、第三條第一項第一号から第五号までの業務（これらの業務に附帶する業務を含む。以下同じ。）に係る機構法第十二條の勘定において独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第四十四條第一項に規定する残余を生じたときは、これらの規定にかかわらず、農林水産大臣の承認を受けて、その残余の額に政令で定める割合を乗じて得た額に相当する額を超えない額を、機構法第十條第二号の業務（同号の農林水産省令で定める事業に係るものに限る。）に必要な経費の財源に充てるため、機構法第十二條第一号の業務に係る勘定に繰り入れることができる。

(区分経理の特例)

第二十條の三 機構は、第三條第一項第一号から第五号までの業務（これらの業務に附帶する業務を含む。以下同じ。）に係る機構法第十二條の勘定において独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第四十四條第一項に規定する残余を生じたときは、これらの規定にかかわらず、農林水産大臣の承認を受けて、その残余の額に政令で定める割合を乗じて得た額に相当する額を超えない額を、機構法第十條第一項第二号の業務（同号の農林水産省令で定める事業に係るものに限る。）に必要な経費の財源に充てるため、機構法第十二條第一号の業務に係る勘定に繰り入れることができる。

改 正 案	現 行
（機構に対する交付金） 第十四条 政府は、機構に対し、第三条第一項に規定する業務、法第二条第三項に規定する指定食肉（以下「指定食肉」という。）についての機構法第十条第一号の業務（これに附帯する業務を含む。次項において同じ。）並びに食肉等についての同条第二号及び第六号の業務（これらの業務に附帯する業務を含む。）に必要な経費の財源に充てるため、交付金を交付するものとする。 2 機構は、前項の規定により交付を受けた交付金を第十六条第一項の規定により第三条第一項に規定する業務に必要な経費の財源に充てるものとして当該業務に係る機構法第十二条の勘定に繰り入れ又は指定食肉についての機構法第十条第一号の業務若しくは食肉等についての同条第二号若しくは第六号の業務（これらの業務に附帯する業務を含む。）に必要な経費の財源に充てるための資金として管理しなければならない。 （機構法の適用） 第十五条の二 第三条第一項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、機構法第十二条中「業務ごと」とあるのは「業務ごと及び肉用子牛生産安定等特別措置法（以下「特別措置法」と	（機構に対する交付金） 第十四条 政府は、機構に対し、第三条第一項に規定する業務、法第二条第三項に規定する指定食肉（以下「指定食肉」という。）についての機構法第十条第一項第一号の業務（これに附帯する業務を含む。次項において同じ。）並びに食肉等についての同項第二号及び第七号の業務（これらの業務に附帯する業務を含む。）に必要な経費の財源に充てるため、交付金を交付するものとする。 2 機構は、前項の規定により交付を受けた交付金を第十六条第一項の規定により第三条第一項に規定する業務に必要な経費の財源に充てるものとして当該業務に係る機構法第十二条の勘定に繰り入れ又は指定食肉についての機構法第十条第一項第一号の業務若しくは食肉等についての同項第二号若しくは第七号の業務（これらの業務に附帯する業務を含む。）に必要な経費の財源に充てるための資金として管理しなければならない。 （機構法の適用） 第十五条の二 第三条第一項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、機構法第十条第二項中「前項」とあるのは「前項及び肉用子牛生産安定等特別措置法（以下「特別措置法」という。）」

いう。〕第三条第一項に規定する業務について」と、機構法第十三条第一項及び第二十二條第二号中「第十条」とあるのは「第十条及び特別措置法第三条第一項」と、機構法第十五条中「勘定」とあるのは「勘定又は特別措置法第三条第一項に規定する業務に係る勘定」と、機構法第十七条中「交付する補助金」とあるのは「交付する補助金又は特別措置法第三条第一項第一号の業務として交付する生産者補給交付金若しくは同項第二号の業務として交付する生産者積立助成金」とする。

〔第三条第一項〕と、機構法第十二条中「業務ごとに」とあるのは「業務ごと及び特別措置法第三条第一項に規定する業務について」と、機構法第十三条第一項及び第二十二條第二号中「第十条」とあるのは「第十条及び特別措置法第三条第一項」と、機構法第十五条中「勘定」とあるのは「勘定又は特別措置法第三条第一項に規定する業務に係る勘定」と、機構法第十七条中「交付する補助金」とあるのは「交付する補助金又は特別措置法第三条第一項第一号の業務として交付する生産者補給交付金若しくは同項第二号の業務として交付する生産者積立助成金」とする。

○ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）（附則第九条関係）（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（野菜生産出荷安定法等の一部改正） 第三百四十六条 次に掲げる法律の規定中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。 一・二 （略） 三 独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第二百二十六号）<u>第十条第三号ハ</u>	（野菜生産出荷安定法等の一部改正） 第三百四十六条 次に掲げる法律の規定中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。 一・二 （略） 三 独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第二百二十六号）<u>第十条第一項第三号ハ</u>